

特集

地域の皆さまに
ありがとうございます！！

「喜楽」発刊5年目を迎えて

「喜楽」は農業や農協の取組みについて理解を深めていただければと2013年4月に創刊しました。

今月号では「喜楽」の今までを振り返り、発行に携わっていただいた地域の皆さまにインタビューしました。これからも、農業や農協をより身近に感じていただけるよう、さらに内容を充実させた誌面づくりを目指していきます！



農協に携わって50年！
これからも牛飼いを続けます

野井倉 畑山敏郎さん テーマ「牛にズームイン!!」

2013年
10月号
掲載

黒毛和牛の繁殖農家の畑山さん。母牛とその母牛から生まれた子牛を飼育しています。現在、奥さまといっしょに、親牛を5頭と、お米を作っているそうです。

現在73歳の畑山さんに失礼ながら質問しました。牛のお世話は大変じゃないですか?すると「同じことを繰り返しているのよ」と笑いました。餌をやる、掃除をする、様子を見る、声をかける。などなど…

牛への愛情いっぱい、そして成長を楽しみに、これからも牛を飼い続けるよとにっこり笑顔を見せられました。



2014年
8月号
掲載

保存食にチャレンジ中!

そうま 湊真くん(3歳3ヵ月)も家庭菜園デビュー!

下馬場 堀口美希さん テーマ「野菜と料理と家族とワタシ」



お茶農家でもある堀口さんは、長男の湊真くんが1歳半の時に職場復帰。それ以降も仕事と家事と家庭菜園を楽しみながら続けていました。湊真くんも、長靴をはいて耕運機で畑を耕したり、肥料をふったり、収穫、料理までお手伝いしているそう。家族で一緒にできることが増えて、楽しみが広がったと笑顔の堀口さん。

去年は漬物にチャレンジしましたが、思ったような仕上がりにならなかったそうです。「昔の人は保存が上手。収穫した野菜をムダなく調理、保存出来るようになりたい!」とさらなる料理の腕磨きに向けて目を輝かせていました。

2014年
10月号
掲載

大好きな料理もお菓子づくりも満喫中！
ハーブ栽培紹介が夢へのはずみに

吉村 岡留淳子さん テーマ「プランターで気軽に暮らしを豊かに」



プランターでハーブを育てる岡留さんに、気軽に暮らしを豊かにしてくれるハーブの魅力や楽しみ方を取材しました。掲載後はいろんなところで声をかけられ、はずかしかったそうです。

その後は友達を呼んで"おうちカフェ"をひらいたり、通っている習い事の教室から、手作りおやつを提供するよう依頼がきたり。そして、取材時に話していた、現在している福祉関係の仕事経験と大好きな料理やハーブを活かした夢への一歩も踏み出そうとしているところだそうで、「自分の夢や想いを話しているうちに実現しているところもあって、今はワクワクしています」と笑顔がはじけました。

春メロン準備完了！ゴーヤーも順調！
台風にもめげず日々奮闘中

川添 牧昭一さん テーマ「メロンの季節がやってきた」



2015年
12月号
掲載

「メロン作りが好きだから」と取材時に話してくれた牧さん。2016年9月の台風16号でハウスが被害に遭い、冬メロンは1つも収穫できなかったそうです。「しゃあないなあーと。台風は来るものと思ってやらないと」とどっしり構えていました。牧さんはゴーヤーも作っています。ゴーヤーの出荷は通常12月で終わるそうですが「今年はまだ出してるんよ。でももう次の準備があるからそろそろ終わり」とのこと(取材は1月末)。すでに定植した春メロンとゴーヤーは順調に生育しているようで、次の収穫に向けしっかり計画をたて着実に歩を進めていました。



2016年
2月号
掲載

夢に向かって前進中！
地域農業を支える若きイチゴ農家

芝用 銚立泰樹さん 飛鳥さん テーマ「イチゴの季節がやってきた」



食の6次産業化プロデューサー認定証



鹿 児島県一のイチゴ生産量を誇る有明町でイチゴの生産に励むお二人。取材当時はイチゴ栽培初挑戦中でした。掲載後は、たくさんの方に声をかけられ、イチゴ農家として認知されたことも現在のモチベーションに繋がっているそうです。

泰樹さんは「先輩農家さんの声に耳を傾けるのは勿論だが、同世代での勉強会や情報交換の場が欲しい。もちろん飲みながら(笑)」と地域農業の活性化にも意欲的でした。飛鳥さんは取材時に話していた「食pro.」の認定(レベル2)をすでに取得していました！講習を受けてから「地域にどう関わっていけるか」をより考えるようになったと話します。今後は子ども達にとっての食育、体験教育にも積極的に参加していきたい、と更に夢を膨らませていました。

次期役員体制に関するご案内



改正農協法の概要

改正農協法(平成28年4月1日施行)では、JAにおける役員体制について、次のように見直されています。

- ◆ 経営管理委員定数については、原則「認定農業者のみで過半数」を占める必要があります。
- ◆ 経営管理委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する必要があります。
- ◆ 理事(当JAでは理事長・常務理事)については、農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者である必要があります。

役員役割

役員はJA・組合の代表として、以下の事項に取り組みます。

経営管理委員

- ◆ JAの経営者としての自覚を持ち、農業者の所得の増大と地域の発展に最大限努めます。
- ◆ 組合員のリーダーとして、組合員の声をJA運営に反映させます。
- ◆ JA運動者として協同活動に積極的に取り組みます。
- ◆ 自らJAの事業を積極的に利用します。
- ◆ 積極的に改革の実践に取り組みます。

監事

- ◆ 独立した立場から理事の業務執行を監査します。
- ◆ JA運動者として協同活動に積極的に取り組みます。
- ◆ 自らJAの事業を積極的に利用します。
- ◆ 積極的に改革の実践に取り組みます。



次期役員体制・選任方法の考え方について

改正農協法を踏まえた、役員選任方法・体制については、以下の通り対応していきます。

- ◆ JAでは、現行の選任方法においても認定農業者が経営管理委員の過半数を占めていることからこれまで通り推薦会議・推薦委員が、役員候補者の資質・能力を備えた適任者を役員候補者として推薦することとします。

※ただし、経営管理委員については、推薦した結果「認定農業者」がJA全体で過半数に満たなかった場合には、再選出することもあります。

【役員候補者の資質・能力とは？】

1. 農協法・定款・規約の規定を遵守する。
2. 全ての組合員と一緒に協同活動に積極的に努力する人を選出する。
3. 自らJAの事業を利用し、率先実行する行動力のある人を選出する。
4. 組合員の財産を安心して任せられる私利私欲のない道義心の高い人を選出する。
5. 組合員を差別しない公正な人を選出する。
6. 選出にあたり、金銭・物品等の供与や供応接待等JAの体面を汚すような行為をした候補者は選出しない。
7. 選出にあたり、反社会的行為に関与しない「十分な社会的信用」を有している候補者を選出する。
8. 利害関係を利用して選出を誘導するような行為をした候補者は選出しない。